

平成 26 年度 実施方針の策定の見通しの公表について（平成 26 年 12 月 8 日現在）

名古屋市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

名 称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
北名古屋工場(仮称)整備運営事業	契約の日から 平成 52 年 6 月	本市の一般廃棄物処理施設として新設する北名古屋工場（仮称）の建設から運営維持管理を行う。	愛知県北名古屋市 二子四反地 地内	平成 26 年 12 月	環境局施設部工場課 電話: 052-972-2287